

関係各位

2020年7月22日

ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

株式会社ロッテホールディングス及び重光昭夫氏に対する 取締役解任の訴えの提起に関するお知らせ

ロッテグループにおける一連の経営上の問題において、お客様、お取引先、社員とそのご家族及びロッテグループを支えて下さっている皆様にご心配をおかけしています事を深くお詫び申し上げます。

株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテホールディングス」）の最大株主である株式会社光潤社（以下「当社」）は、韓国子会社の業務に絡んで贈賄罪・背任罪など複数の罪状で有罪判決が確定しながらもロッテホールディングスの取締役の職にとどまり続けている重光昭夫氏について、取締役から解任すべき事由があるにもかかわらず、2020年6月24日開催のロッテホールディングスの定時株主総会において同氏の解任を求める取締役解任議案が否決されたことから、会社法854条1項に基づき、ロッテホールディングス及び重光昭夫氏を被告として、重光昭夫氏をロッテホールディングスの取締役から解任することを求める訴え（以下「本件訴訟」）を東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

● 本件訴訟に至った経緯及びその概要

本件訴訟の被告である重光昭夫氏は、ロッテホールディングスの取締役の地位にありながら、その子会社である韓国ロッテグループに属する系列会社の職務に関連して、韓国法上の犯罪を行い、同国で有罪判決を受け、当該有罪判決が確定しており、しかも、その内容は、子会社に対する背任行為や子会社の業務に関連して当時の韓国大統領に対して賄賂を供与するという極めて重大なものです。

このような犯罪行為を行った者がロッテホールディングスの取締役の地位にあることは、コンプライアンス上許容されるべきでないことは言うまでもありません。

加えて、ロッテグループは、「行動憲章」の一つとして、「公明正大」を掲げ、「正直な企業であり続けます。」「私たちは、すべての法令・規定を遵守します。」「私たちは、高い倫理観に則った企業活動を進めます。」と謳い、また、「海外でも社会貢献を推進します。」「私たちは、国際ルールや現地の法律を遵守する」と謳うなどして、外国法令を含めた法令の遵守を重要な企業理念としています。

重光昭夫氏が行った犯罪行為それ自体がこのような企業理念に反するものであり、さらに、そのような犯罪行為を行った重光昭夫氏が取締役の地位、さらには、代表取締役会長兼社長として、グループのトッ

プの地位にあることが、ロッテグループが掲げる上記のような企業理念に真っ向から反していることは明らかです。

さらに、日本におけるロッテグループの主たる事業は、菓子、氷菓、飲料等の製造・販売など、一般消費者を最終顧客とするものであり、このような事業の性質上、一般消費者の信頼を維持することは極めて重要ですが、犯罪行為を行った者がグループの頂点に位置するロッテホールディングスの取締役、さらには、グループのトップの地位にあり続けることで、一般消費者という極めて重大な顧客の信頼が損なわれることは必至であり、それによってロッテグループが被る有形・無形の損失は計り知れないと考えます。

取締役、さらには、グループのトップの地位にある者が事業や職務に関連して犯罪行為を行い、起訴されたのみならず有罪判決が確定したという本件は、上場企業であれば、当然に解任されるべき事案であります。

しかしながら、企業理念に反して、犯罪行為により有罪判決を受けたにもかかわらず、重光昭夫氏は、ロッテホールディングスが上場会社ではなく、その主要株主である被告ロッテホールディングスの従業員持株会、役員持株会、被告ロッテホールディングスの関連企業、重光昭夫氏の親族などの議決権行使に影響力を及ぼすことができる立場にあることを拠り所にして、臆面もなく取締役の地位にとどまっているのであって、株主総会においても解任議案が否決された以上、司法の判断によってその職が解かれなければならないと考えます。

以上により、当社は本件訴訟を提起いたしました。

本件訴訟は、日韓両国において愛されていたロッテグループをあるべき姿に戻していくことを目的とするものであります。当社といたしましては、ロッテグループの社員とそこご家族ほか関連するステークホルダーの皆様のために、経営正常化の実現のためあらゆる手段を尽くし、その実現を図ってまいります。引き続き、皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上